

関係機関それぞれの機能や役割を理解し合うことでの協働ではなく、地域機関間の関係は対等・平等の関係ではないことを意味している。また、逆に、関係機関との連携は、児童相談所の動きに一体となって関係機関が動くことではないとも主張している。一体となって動くこと、一旦そのネットワーク内の機関と家族との関係がつぶれてしまえば、その家族はどことの関係も閉ざしてしまうことにもなりかねない。経過やそれぞれの動きは把握し、心配な事柄・困った事柄があれば話し合いをしながらすすむが、各機関が自機関の職務の中で単独に判断して家族と接点をもっていくことで、チャンネルを方々にもっておくことができると考えているのである。

b. **場面2 虐待の認定**：虐待認定についてエキスパートは、『手引き』に書かれていることはもとより、より具体的で、記載事項の組み合わせを柔軟に変えていきながら事実確認をし、認定へと繋げている。また子どもの訴えについては、明らかな傷を負っている身体的虐待以外は、「誘導尋問」にならないよう常に注意し、それを真実に近いものにするために関係機関や第三者の意見を参考にするなど、広い視野でケースについての考察を行っている。それはリスクを最小限に抑えるための素早い判断力に裏づけされている。

#### b-1. 種類別の判断

b-1-①身体的虐待の判断：目で確認することが可能なため、虐待の子どもの症状から事態を推測するのであるが、その範囲が広く観察眼は鋭い。たとえば、眼科的所見に留まりやすい虐待児の目の充血も、顔への殴打を疑うだけではなく、首を絞められ一過性の窒息状態になった結果ではないかと、過去のケースからの経験によって疑うことができる。

虐待レベルの進展は、足の先から頭が上がっていくほど増すと捉え、身体の一部により重症度・緊急度を判断している。具体的には、手・足・臀部は比較的軽い段階とし、内臓や首から上については重症度・緊急度が高い段階としている。火傷については独自の判断を行い、手・足・臀部でも重症度・緊急度が高くなる場合もあると捉えており、ここではその虐待行為の「執拗さ」や「身体箇所を選び方」に注目している。

b-1-②性的虐待の判断：主訴や訴えの言葉にとらわれず、また、表面的な行動に振り回されない客観的な事実確認を行っている。具体的には、思春期の子どもが「近親姦」「虐待」といった言葉で訴えてきた場合でも、保護者への怒りの感情や嫌悪感を処理するためにそのような言葉が使われて、虐待の事実はなく虚言の場合もある。逆に、「非行」「夜間徘徊」「不良行為」「自殺企図」「家出」「不登校」といった、一見虐待とは無関係な問題行動も、その裏には深刻なものを抱え込み、『とりあえずの主訴』で SOS の信号を送っている場合もある。エキスパートは、それを逃さず受け止められるだけの経験的な直感と懐の深さを持ち合わせた高度な面接技術を持っている。

性的虐待における面接では特に事実確認するまでのプロセスを重視し、ケースによっては聞き出し方をその都度変えられる柔軟さを持つなど、相談者や保護者との駆け引きがうまい。すなわちエキスパートは、面接時に①サインをキャッチする②不自然さにひっかかる③それぞれの成長過程における健全な子どもの行動様式・興味・陰の文化も知っている④どんな訴えにもたじろがない⑤防衛的にならない等を常に意識していることになる。

心理テストの結果は主観的な面接が中心

になりがちな過程に、客観的なデータを提供してくれる判断材料としてだけではなく、エキスパートはそれを面接中の切り口としても用いて、より真実に近い像を浮かび上がらせようと努力している。

b-2. 緊急度の判断：ダメージの大きさと時間的余裕という2つを考えている。ダメージの大きさについては、身体的虐待は「怪我の程度」、ネグレクトは「年齢要件」を考慮し判断する。また、性的虐待については、立件が難しいが重症度は高いとし、心理的虐待についてはリスクは高いが緊急度が低いと判断している。

c. **場面3 一時保護**：エキスパート8名のうち、7名からデータが得られた。

c-1. 一時保護の要否における判断：『手引き』には、一時保護の要否についてさまざまな具体的記載があり、子ども虐待評価チェックリストや一時保護の要否についてのアセスメントシート等もあるが、エキスパートから際立って見うけられたのは、家族機能を見定めた上で、一時保護の要否を判断する意思決定のルールである。また、状況の変化を予測した上での見込みを含めて判断を行う点も特徴的である。

まず、きょうだいを含めた複数の子どもの虐待ケースについて、個々の子どもの状況と家族全体への影響・バランスを考慮した判断をエキスパートはしている。たとえば、三人きょうだいの上二人に虐待があり、末っ子の乳児にはなく、その乳児と保護者の愛着関係ができていて、上二人についての保護を決めている。しかし、二人姉妹で、長女への虐待が認められている一方で、乳児の次女には認められないとしても、長女が次女の面倒を主にみている状況では、二人とも保護しなければならない判断をしている。また、現在の状況のみだけでなく、保護が必要と判断されるきょう

だいのうちの一人が保護された後に、もう一人への虐待が深刻化する可能性や、次にその子どもを保護しなければならなくなったときに保護者の抵抗・拒否が強くなるであろう予測を判断材料に含め、二人一緒に保護する判断に至っているケースもある。実際、きょうだいをもつ虐待ケースは数多くあり、そのために意思決定も複雑になってくるが、『手引き』には、他きょうだいの虐待の有無を確かめることは記載されているが、一時保護等の処遇における判断できょうだい間やその家族全体への影響については言及されていない。

夫婦間の関係においては、とくに、DVの問題のある夫婦には、虐待を受け、家庭内に不和があり、それについての訴えがあったとしても、被害者が加害者である配偶者と別れて子どもと一緒に離れるかはまた別であることを、エキスパートは認識している。そのあたりの夫婦間の関係や気持ちの揺れもみながら、母親も子どもと一緒に夫から離れる意思をもてるのなら、それをサポートするが、でないなら、子どもは保護し親子分離を図るという二つの見通しをもつ。しかしながら、母親がどうするのか選択をしていない段階で、子どもへの虐待の深刻化や子どもの保護の緊急性が高まっていると判断すれば、その時点で、母親の意思がどうかではなく、“母親は夫から離れない”とみなし、子どもの保護を決定している。

エキスパートが、きょうだい内で誰かが保護された場合における家族内の変化を予測し、それも含めて他の子どもらのリスクを考えて判断を行っていることは上述したが、家族に影響を与える要素として、他の環境的要素にもエキスパートは目を配っている。たとえば、就学している子どもの場合、夏休みがくることで、子どもの状況が

確認できなくなる、母子が一緒に過ごす時間が増えて虐待がエスカレートする可能性が高くなることを予測し、その予測される状況の変化を判断材料に含めて、一時保護の可否を判断している。また、『手引き』には、将来的リスクの可能性に関連したところで、「一時保護に向けてのアセスメントシート」に“次ぎに何か起これば、重大な結果が生じる可能性が大きい？”という項目があるが、そこに並べられているのは、（子どもが）乳幼児、生命に危険な行為、性的行為に至らない性的虐待という、現在の子どもあるいは保護者の状況におけるものとなっており、将来の予測を含めて判断することに関する記載はない。

c-2. 子どもを保護する方法の判断：子どもをどのように保護するかについて、現実的には、正攻法の正面からのアプローチではうまくいかないことが多々あり、大変苦勞するところである。エキスパートに特徴的であったのは、①警察の保護・補導を一時保護に結びつける、②社会資源を最大限に活用できる、③関係機関での立入調査を利用するという、関係機関を有効に使う点であった。

c-2-①「警察の保護・補導を一時保護に結びつける」について、ネグレクトのケースでは、子どもが深夜徘徊しているところを警察が保護し、児童相談所へ連絡が入ったのを絶好のタイミングとして、一時保護扱いにし、保護している。このケースでは、祖母が子どもの引取りの意向を示していたことにより、この機会を利用して、うまく祖母へ引き渡すことができた。警察の効力を背景に、児童相談所の権限を生かしたことが、成功のポイントであるといえる。

c-2-②社会資源を最大限に活用できるとは、保健師と家庭訪問を行ったり、検査入院をすすめたり、それに伴い一時保護所の

医療費が使える等さまざまな機関のサービスを説明して提案したりすることで、一時保護の同意を保護者から得るような工夫をしているということである。『手引き』には、保健所の保健師の家庭訪問、無料での一時保護、医療機関への検査入院と、それぞれの項目でとりあげられているが、組み合わせるような柔軟な対応は書かれていない。エキスパートは、社会資源に精通しているだけでなく、「引っ掛ける」条件を整えるための組み合わせの能力をもっており、柔軟な対応ができる。

c-2-③関係機関での立入調査は、接近困難あるいは拒否的な保護者から子どもを安全に保護したり、保護者の目の前で子どもを保護する（親子を引き離す）ことによる、親子双方へのダメージに配慮するために利用されている。関係機関を立入調査の場として選択できる背景には、エキスパートがそれら関係機関との連携形成に努め、役割分担を明確にし、情報交換を行って、具体的かつ実用的に協働を図っていることがある。

c-3. 見通しをもった介入の判断：エキスパートは、虐待ケースが子どもの安全や生命の危険性と背中合わせだからこそ、早急な介入が求められることを強く認識しており、それゆえ、虐待の有無における判断とともに、さまざまな道筋の想定を早い段階からして段取りをつけておき、ケースがどのように転んでも対応できるようにしている。たとえば、親子分離に同意しそうにない保護者のケースでは、一時保護の必要性を判断した時点で、家庭裁判所による28条承認の可能性について、弁護士への相談をしている。『手引き』では、職権一時保護の留意点の中で、児童福祉審議会の意見を聴取することや、28条行使について、その申立てに弁護士の協力をあおぐこ

とがあげられているが、エキスパートは、より早い段階で、目的をより確実に果たすことを可能にする、よりスピーディな方法をとっている。

また、あるエキスパートは、職権保護の可能性が高い（保護者は同意をしないであろう）としながらも、保護後の援助関係を考慮して、話し合う機会をもつことを重視している。これは、同意をしてもらうことが目的ではなく、児童相談所の役割・職務について説明し、これからどうやっていくかを一緒になって考えていく児童相談所のスタンスを伝えるためである。それ故、子どもを保護するための立入調査を実行する判断とともに、子どもの安全を確保する一方で保護者と話をする機会をつくるために、何が起こりうるかの想定はかなり複雑になるが、そのそれぞれの段取りを詰めて実行している。

c-4. 相手の出方にあわせて、ゆずれるところは妥協を示す：エキスパートの一時保護の可否における判断には、さまざまなルールがあるものの、相手の出方にあわせて柔軟に対応する側面もある。たとえば、子どもを保護することを父親に告知した際、父親は当初抵抗を示したが、「1日で子どもを説得して児童相談所に連れてくるから一日待つて欲しい」と願い出ると、「父が拒否をすれば職権保護する」オプションが決まっていたことから、その要望を受け入れる判断をしている。他にも、父親のいない所で職権保護を決行し、父親に告知したところ、父親の顔にあきらめの表情が見え、父親が「連れて行く前に子どもに会わせて欲しい」との申し入れをしたことから、「子どもを困って居直ったりはしないだろう」との判断をし、子どもを見送らせているなどしている。『手引き』にも、「できる限り保護者の心情や背景を酌み取った面接

や対応に心がけるべきである。その意味で保護者のニーズに沿う介入や援助を相手の特性や状況に応じて種々工夫し、相手にとってもメリットのある手立てや納得のいく方法をいろいろな角度から検討・吟味すべきである」(p.21)とあるが、この背景には、保護者の意思を酌んで、保護者が自信を持つ、保護者が納得する材料が与えられることで、保護者と話し合いできる余地を残しておくなどの効用があることを、エキスパートは認識している。児童相談所側が一步ひく形であり、かけひきともいえる。

d. **場面4 立入調査**：エキスパート8名のうち、5名からデータが得られた。

d-1. 立入調査の可否判断：児童福祉法第29条による立入調査の目的は、第28条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときに、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査、質問をすることである。しかしながら、その運用においては、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」(平成9年厚生省児童家庭局長通知)で、第28条の申立てを行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、児童の保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、柔軟に運用することが示されている。『手引き』は、立入調査の行政権限発動が従来極めて慎重に扱われてきたことに触れ、立入調査を行使する理由の正当な根拠や可否判断の妥当性について問うところから始まり、「立入調査の可否の判断」で、「保護者等に接近する手立てがなく、かつ子どもの安否が気遣われるようなとき」(p.49)として、10の場合をあげている。それらに比して、エキスパートが何を根拠にどのような目的で立入調査を行使しているのかについては、かなり際立った特徴が見られた。

立入調査が必要と判断する根拠として、まず、エキスパートが共通して持っているのは、「親子分離が必要」との児童相談所の見解や判断である。上記「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」の“虐待の事実の蓋然性”に最も近いところと思われる。これについては、通告・受理場面、虐待認定場面、一時保護場面で詳しく述べているが、エキスパートは、通告者、親族を含めた関係者・機関情報の信憑性を確かめ、客観的事実を集め、本人やその家族を自分の眼で観察したり、直接会ったりして話を聴いたところから、虐待の有無とその重症度・緊急性そして親子分離の必要性を早い段階で判断している。その中でも、エキスパートが立入調査をすると判断する根拠は、「親子分離の必要性」であり、必ずしも、虐待の重症度・緊急性の高さだけではない点に注意を向けたい。なぜなら、前項での場面で指摘されているように、エキスパートは、親子分離の必要性を、子どもの虐待の重症度・緊急性のみだけでなく、家族機能やその他の環境的側面、近い将来状況を変化させるとされる要素等も含めて判断しているからである。

立入調査が必要との判断をするもう一つの根拠は、「話し合いができない」であるとか、「児童相談所を受け入れない」といった保護者である。そこには、児童相談所がその保護者に接近を試みたということや、接近してみてどうであったかということは、関係していない。虐待を受けていると思われる子ども本人やその家族、通告者や関係者・機関からの情報を照合した上でのその保護者に対するエキスパートの見解である。これは「接近困難」とは異なっている。抽出されたエキスパートのデータでは、自らは子どもを虐待しておらず、子どもを虐待している配偶者から本人も虐待を受けてい

る母親、見守り等のサポートをしている親族、家庭児童相談室や福祉事務所の指導にのっている保護者や、子どもが保護者の負わせた怪我により入院しており保護者の話を聴いてやっている医師等々と、エキスパートは接触をもっている、あるいは、連携ができており、保護者へ接近するルートがあった。『手引き』では、このような場合、関係者等を介してコンタクトが得られると判断するときには、そちらの方法を優先する方が相手にとり摩擦が少なく、より実務的だとしている。しかしながら、エキスパートは、虐待をしていると思われるその保護者とコンタクトが取れる、会えるということと、児童相談所の話を聞くか、話し合いができるかといったこととは別に捉えているようである。「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」であげられている「保護者の協力の程度」ということになるであろうが、それが低いということになるかもしれない。

親子分離の必要性との見解・判断と話ができない保護者という、エキスパートが立入調査を実行する根拠は、エキスパートが立入調査を実行する目的に端的に反映されている。それは、虐待認定できる事実確認をする、または、一時保護（職権）をするという目的である。前者は、親子分離の必要性はすでに判断しており、28条申立することになっても承認が確実に取れる、ダメだしの事実をもって虐待認定をしておきたかった意図がエキスパートにあったものであった。その虐待の事実を押さえ、そこで子どもを職権保護している。『手引き』では、「立入調査の要否の判断」に、子どもの安否確認あるいは子どもの生活実態の把握があげられており、子どもの保護については、「立入調査の執行手順」の中で、立入ってその確認、把握がなされた上

で的確に判断し、実行するあるいはしない  
とある。一時保護を前提としてはいない。  
しかしながら、エキスパートは、一時保護  
(職権を想定)をするための手段として、  
立入調査を有効に活用し、子どもの安全を  
まず確保しているのである。

また、エキスパートは、立入調査を使っ  
ての子どもの一時保護を、「話ができない」  
保護者と話をするきっかけとして捉えて  
いる。『手引き』では、立入調査が従来  
十分に活用されてこなかった理由に、初期  
の調査や介入を行政権限で行うと、その後  
の保護者との摩擦が大きくなり援助にひび  
くということや、保護者の反発を恐れるあ  
まり、職権による一時保護が控えられる傾  
向にあったことなどがあげられている。し  
かしながら、エキスパートにすれば、「話  
ができない」保護者は他の方法を用いても  
反発や抵抗を強く示すという見込みがあり、  
いろいろと保護者に接近する方法を講じる  
ことよりも、子どもの安全を確保すること  
を何よりも優先しているのである。あるエ  
キスパートは、保護者との話し合いは子ど  
もを保護してからでいいとも語っている。  
別のエキスパートは、職権保護の可能性が  
高いとしながらも、保護者の気持ちや後の  
児童相談所との関係からすると、(職権保  
護を決行することを)保護者に告知せずし  
て子どもを保護してしまうことを避け、同  
意を求める話し合いと職権保護の二本立て  
で、立入調査を行っている。どちらにし  
ても、その立入調査が保護者との最初の接  
触であり、保護者と話をするきっかけとな  
っていた。

職権一時保護前提の立入調査を「立入調  
査」と呼ぶのかということにおいては、議  
論の余地がある。実際、子ども本人の意向  
を聴くというよりは、子どもへの保護の必  
要性を説明し、子どもの意思にかかわらず

保護してしまうわけであるし、保護者に対  
してもそうであり、保護者に対しては、保  
護した後に告知するケースもあった。これ  
については、今回の調査では、エキスパー  
トの見解を聴取しておらず、ここでは議論  
できないが、職権保護が必要イコール立入  
調査、立入調査イコール職権保護とするに  
は、より検討を要すると指摘しておきたい。

d-2. 立入調査を執行するタイミングと  
場所の判断：エキスパートから抽出したデ  
ータでは、関係機関を活用し、立入調査の  
タイミングと場を設定するという特徴が浮  
かび上がった。子どもが居住する自宅だけ  
ではなく、子どもの通う学校や、子どもが  
入院する病院でも立入調査を行っている。  
病院における立入調査のケースでは、二人  
の子どもを安全に、かつ、保護者が同意し  
なかった場合に極めて同時に保護する観点  
から、立入調査の場を病院に選択した。中  
学校に通う長男が、学校に登校するとは限  
らないということも考え、自宅に長男と保  
護者がいる状況での立入りは危険と判断し  
たためである。そこで、病院に協力依頼し、  
保護者を呼び出してもらうことで、時間を  
設定し、かつ安全に保護する状況を確認し  
たわけである。また、通告機関であるとし  
ても、保護者と児童相談所のキーステーシ  
ョンとなっている病院に、通告した旨を説  
明してもらったことにより、児童相談所の  
立場を強固にしたまま、立入調査に入るこ  
とができたと考えられる。学校でのケース  
については、子どもの登校中のどの時間  
帯・どの場所で・どのように保護したのか  
データが得られていないが、「登校時」と  
いうのは、ある程度時間を絞って確実な立  
入調査の実行を可能にするし、先生との協  
力で、子どもの身柄を校内で確保してもら  
うこともできる。『手引き』には、自宅外  
での立入調査についての記載はないが、関

係機関を利用して、タイミングをつくり出し、安全に立入調査、一時保護を実行できる場を設定するエキスパートの意思決定は、立入調査の執行方法の幅を広げることであろう。今一つ指摘しておきたいことは、エキスパートは、立入調査および一時保護がうまくいくように、綿密な計画を練り、事前の打合せをしていることである。病院でのケースでは、段取りが複雑なため、いろいろなシチュエーションが予測されたために、場合に応じてのシミュレーションも行ったということであった。

e. **場面5 判定・処遇方針の決定**：エキスパート8名のうち、5名からデータが得られた。この場面では、大きな意思決定場面は他の場面に記述するので技術的なことが抽出された。また、通常の判定・処遇方針は『手引き』に添った形で行われているのでインタビューデータから削除されることとなった。エキスパートとして突出していることは通常からやや外れた枠組みにならざるを得なかった。

e-1. ケース展開が硬直している時、方針変更の判断

e-1-①見極めから新たな方針決定：実際に現場のワーカーが対応困難な場面は、ケース展開が硬直している時と思われる。エキスパートは硬直状態で起こりがちなワーカーの心理的メカニズムをよく理解している。ワーカーは、バーンアウトしてしまう、今まで苦勞してきたやり方に固執してしまう、信頼関係と保護者のペースに巻き込まれていることとの区別がつかなくなる、事例の見方が固定観念的になったり周りの情報から思い込んだりしてしまうことが抽出された。

こういったことに陥りやすいことをエキスパートは心得ており、ここからの脱出を企てる。共通点は柔軟であることである。

今までの苦勞を捨てて大きく方針を変える、見方を変える視点と勇気をもっている。そして、大胆なようであるが、小さな事実からひとつひとつつれた糸を手繰るように確実に新たな見方を検証している。

具体的にはエキスパートは、まず保護者に巻き込まれていることと信頼を得ていることを見極め、関係性が形成できる人であるかどうかを見極め、事前情報に固定観念で思い込んでいないかを見極める。そして実際に保護者に会ってどのような人か判断する重要性を指摘する。その上で今までとは違った見方でどこか介入できるところを見つけようとしている。方法として保護者の表面上の言動に惑わされず、相手を真に理解しようと努力し、本心をみぬくことを行っている。ひとつひとつ丁寧に素早く行われている。

『手引き』では、ワーカーの毅然とした態度が強調されるが、エキスパートは保護者が児童相談所の方針に反し子どもに危険が生じる可能性があるかと判断すると、たえず強硬な態度で臨むのではなく、共感できる場所が少しでもあるかどうかのアセスメント結果によっても、介入できる場所が見つけられるかどうかによっても対応が違ってくる。毅然とした態度が効果をもたらすには、こういった丁寧な検証作業を行い、毅然とした態度の必要性の裏付けが必要であることが示唆された。

e-1-②主導権変更のためのスキル：硬直場面での方針の変更を実行していくには、主導権変更が必要となる場合が往々にして起こりうる。ワーカーが実際にここで苦勞しバーンアウトしてしまう例は、今回のインタビュー調査からも複数語られた。エキスパートのスキルは実際に対決現場を越えなければならぬワーカーにとって非常に参考になるものと思われた。

まず、エキスパートは、方針変更の決定を行えば、どんなことでもチャンスととらえて主導権変更のきっかけにしていく。例えば、入所している施設への苦情、入所施設の変更を要求してきたことなどもきっかけとなる。本来は難問を投げかけられ、対応に苦慮するところであるが、仕切りなおすきっかけにしようとする。そして、効果が期待できると判断したときに保護者の一定のニーズ・意向を受け入れ、保護者もある程度納得できる形をとる。その上で譲れないところは譲れない線で押していくのである。一定を受け入れること、その上で絶対に折れない場面を作ることによって次の展開を図っている。

e-2. キーパーソンを見極め、機能させる判断：キーパーソンとは、ここでは家族や親戚、保護者の職場の人や友人、知り合いというような保護者側の人間でインフォーマルな人である。『手引き』には、関係機関の援助・支援（p.152）は書かれているが積極的にキーパーソンを支援者に検討する等は書かれていない。保護者側の人間であることから、対立したり危険も伴うことは十分想像できる。しかし、エキスパートはあえてそのリスクが高くても少しでも援助展開の可能性があればキーパーソンに関与してもらうことを考えている。

まず、キーパーソンとなり得る人を見極める。虐待者に非常に近い存在の人や家族であっても、展開を図っていくのに重要な人、決定や援助展開の局面において本人の力になってくれる人を見極める。また、第三者であっても児童相談所と保護者の二者が話すより客観的に話すことが可能になったりすること、保護者をサポートしてくれることを考慮して見極める。

次にそのキーパーソンがキーパーソンとして機能していくようにその人に連絡を入

れたり、面接に同伴してもらったり、積極的に活用していく。

e-3. 重大な方針決定後、本人との信頼関係を重視する判断：親子分離や親権喪失の宣告を行うなど重大な方針が決定すれば、本人との信頼関係は欠かせないと考え重視する。エキスパートの子どもを思う気持ちが読み取れる。『手引き』には子どもにどのように説明するか（p.57,80,165）は記載されているが、あくまでも説明の範囲で子どもの心理状態への対応レベルではない。

e-4. 必要な資源を活用する判断：ここでいう資源は民間含めた専門機関のことである。ここにもあらゆる可能性があれば、民間であろうと活用し、その専門機関に可能な範囲で様々な役割を依頼している。また、そのコンサルテーションに責任を持つ姿勢である。この他機関との循環が連携の活性化を図るものと考えられる。

e-5. 見通しをもった介入の判断：エキスパートはあらゆる場面で、さまざまな道筋の想定を早い段階から行い、段取りをつけている。どちらの方向に進んでも対処できるように事前に考えている。その準備は周到で面接場所までケース展開に影響を及ぼすことも考慮している。あらゆる場面というのは、施設入所等様々な決定場面はもちろんであるが、一面接場面で、一問一答で詰め寄られるような緊張場面、硬直場面でも見通しを立てて判断する。緊張状態が激しくなるような決裂を生むとしても、見通しを持っているため緊張の圧力に屈することなく、とっさに冷静に判断できる。また、見通しを持っているため信頼関係形成をどのような順序で行っていくかというような段取りも行っている。

エキスパートは、さまざまな見通しのなかで、可能性のあることについては前もって保護者や本人に話をしている。突然起き



ることへのショックを和らげるため丁寧  
にきちんと対応することで後からの行き違  
いにならないように事前に対応できるこ  
とはできる限り労力を惜しまず行っている。  
今後の展開の見通しを考慮して判断してい  
るからである。

e-6. その家族・保護者の生活全般を判  
断する：エキスパートは、いくら攻撃され  
ても無理難題言われても子どものことだけ  
でなく保護者が今後、人として生きていき  
やすいような配慮と働きかけをたえず行っ  
ている。例えば、保護者の日常生活場面か  
ら少しのプラスを見つけてキャッチし、  
どのような人なのか判断を行い、必要な力  
をどうつけたらいいかまで考えている。生  
きていく上で児童相談所が保護者の要求を  
鵜呑みにすることは、保護者にとって社会  
的にはみ出た行動を強化するだけと判断し  
要求を受け入れない判断をしている。また、  
保護者が子どもとの関係に踏ん切りをつけ  
ることができ、これからの保護者の人生が  
少しでも暮らしていきやすいように考慮し  
ていたりする。また、ひとりひとりを大切  
にして夫婦別々の面接を行ったり、長い見  
通しのなかで、今は葛藤場面となっても母  
と本人の「一緒に住めない」ことの確認を  
経ておいた方がいいと判断すればそのため  
の母子面会を繰り返すなど行っている。

先の援助展開や家族再統合を見越した働  
きかけでもあるが、それ以上にたとえ相手  
が児童相談所への攻撃者であっても家族員  
ひとりひとりの Well Being を考えた深い  
コンパッションと読み取れた。

#### f. 場面 6 28 条申立

f-1. 28 条申立の要否判断：28 条申立  
に必要な 2 要件が、法律の条文をもとに  
『手引き』の p.123 に書かれている。1  
つは、「虐待、監護懈怠、その他の福祉侵  
害があること」、2 つめは「法第 27 条第

1 項第 3 号の措置（子どもを里親委託又は  
児童福祉施設等へ入所させること）が保護  
者の意に反すること」である。けれども、  
28 条申立の要否判断をする際のより詳細  
な項目はなく、エキスパートの判断は参考  
になると思われる。

28 条申立の要否判断としてエキスパー  
トは、子どもが「このような生活はもうい  
やだ」と SOS を送ってきたことを重視し  
ている。これは、「一時保護決定に向けて  
のアセスメントシート」(p.73) で一時保  
護要因の最も重要な項目としてあがってい  
るが、28 条申立の場面でも同様に重要で  
あるとエキスパートは考えている。また、  
入所中に保護者が強引に引き取ろうとした  
場合も 28 条申立が必要であると判断して  
いる。これは、『手引き』の 28 条申立に  
必要な要件の 2 つめにあてはまるもので  
あるが、『手引き』には、施設入所中の場面  
設定が書かれていないので明記しておく。  
さらに、保護者が生活保護の申請を拒否し  
改善の見込みがないことも、28 条申立の  
要件としている。生活保護法は他法優先の  
原則があり、最終手段である生活保護の手  
立てを拒否したことを重く見ている。他法  
も視野に入れた援助・判断がエキスパー  
ト的である。

エキスパートは、保護者の強制引取や拒  
否的・抵抗的態度、裁判所の決定によって、  
28 条行使をためらったりすることはない。  
保護者が児童相談所職員を恫喝し、さらに  
裁判所が 3 人の子どもの内 2 人の申立を  
取り下げた場合も、もう一度アセスメント  
し子ども全員の 28 条承認が必要であると  
判断して、全員の承認に向けて取り組んで  
いる。

f-2. 親権喪失宣告の要否判断：エキ  
スパートは親権喪失宣告をする際、子ども  
との信頼関係を重視し、保護者と分離する意

味や必要性を理解してもらうように努めている。また、入院中の子どもについて、入院をしているからと安心するのではなく、以前、入院先より強制的に退院させた経緯を考慮し、身柄確保のために 28 条、親権喪失、28 条手続きにともなう保全処分を申立てている。保護者の強制引取や拒否的・抵抗的態度によって、親権喪失宣告をためらわないのは、28 条申立と同様である。

f-3. 見通しを持った介入の判断：エキスパートは、保護者との話し合いが難しいと感じる場合は、早い段階から、28 条を検討している。さらに、ことあるごとに 28 条申立などの法的措置について保護者に明確に伝えている。それは、法的措置もあり得るという話を事前にしておくことで、後になって法的措置をとった際に保護者との対立関係を防ぐことにつながるのである。さらに、同意で入所した場合も、ハイリスクのケースについては、保護者の強制引取りに備えていつでも 28 条申立ができるように準備をしている。エキスパートは、早い段階でさまざまな場合を想定し、どう転んでも対応できるように段取りをつけているといえるだろう。

f-4. ケースが硬直している時、方針の変更の判断：エキスパートは、介入の糸口を見つけ、ケースを展開させることができる。例えば、28 条による入所措置を処遇方針としていたが、保護者の面接中のちょっとした言動から、条件提示によっては施設入所の同意が得られるかもしれないと判断している。エキスパートは、保護者を一面的にとらえたり、表面上の言動に惑わされたりせず、保護者の実像をつかんだり、保護者が真に欲していることを見抜くことができる。そのためには、その保護者とことんつきあう必要があるとしている。

f-5. 資源を柔軟に用いる判断：エキスパートは、本来の目的にとらわれることなく柔軟に資源を活用している。例えば、通常、意見聴取をするためにケースを審議会に諮る。ところが、28 条申立をして承認されなかったが、やはり承認が必要と思われるケースでは、裁判所に働きかけるために、審議会から意見書を提出してもらう作業を行っている。エキスパートは、審議会の効果的な使い方を知っており、いくつかの方法（制度やサービス）を柔軟にかけ合わせることができるといえる。

#### g. 場面 7 子どもと保護者の面会・外出・外泊

g-1. 一時保護中の面会の要否の判断：一時保護中の面会については、『手引き』（p.87-88）に、その要否の判断材料が掲載されている。一時保護中に、保護者が強引に子どもへの面会を要求してきた場合、『手引き』には、「面会は制限あるいは、拒否する」（p.89）とは記載されており、その場合の対応上の留意点として、「上司と連絡して対応する」と答え、「即答を避ける」（p.87）とある。エキスパートは、その保護者の性格を踏まえた上で、「意向は聞くが、判断をするのは児童相談所である」ことを率直に、正面から毅然とした態度で答えている。これは、時に、操作的であったり、恫喝を与えれば言い負かせるという認識がある保護者に対して、「児相はゆるぎない態度を持っている」ことをメッセージとして伝える効果もある。

g-2. 処遇計画としての面会・外出・外泊における保護者の同意を取り付ける／契約する判断：エキスパートは、面会・外出・外泊は親子関係修復や家庭復帰に向けての援助の一環であり、具体的方法としての位置づけをしっかりと認識している。よって、児童相談所の子どもと保護者に対する援助

計画における保護者の同意、契約の上で、面会・外出・外泊を実施していくスタンスを取る。面会の準備を行う際、処遇計画の中で、面会がどのような意味をもつのか、保護者にしっかりと説明し、理解してもらった上で、面会を開始する。「子どもに会わせた」からといって、すぐに、家庭復帰するわけではなく、段階を経ていかなければならないことを、保護者は自覚しなくてはならない。

面会を行う前に、施設の職員と保護者を合わせて、入所中の子どもの様子や施設での処遇などを話してもらう機会を設けるのも、「面会も、施設内処遇の延長にあるものだ」という認識をもってもらうためである。

面会・外出・外泊の意味の理解があって、初めて、保護者は、「親子関係が修復していく」ことの実感を段階を通して実感していくのである。「分離」をした状態から、必要な技術を養いながら、「家族再統合」へ向かって逆にさかのぼって行くプロセスとなる。

g-3. 保護者と子の関係修復における処遇方針についての判断：エキスパートはなるべく、早い時期から、保護者に子どもを会わせる可能性をさぐっていく。施設入所が長期間になり、面会もないままだと、距離ができてしまいすぎて、親子の関係がいつまでたっても形成できない。いろいろな要素に配慮しながらも、無理のない範囲で、定期的に確実に会わせていくのである。エキスパートは、困難と思えるようなケースでも、親子関係の修復の可能性を考えながら、「家庭復帰」を前提として面会・外出・外泊の方針を判断する。家庭復帰に向かって、保護者との間で、保護者が了解できる目標を見出し、進めていくのである。

g-3-①子どもの年齢や発達段階、保護者

と子どもの関係性を見極め、無理のない形での方針を定める判断：対象となる子どもが乳児である場合、エキスパートは、乳児期という発達段階において、定期的に、保護者と確実に会って、一定の愛着関係を形成する必要があると判断する。乳児においては、「定期的に関係作りを行うこと」を処遇目標にしている。

また、子どものこれまでの背景なども考慮し、無理のない形で、方針を定めることを行っている。たとえば、実父との接触も乏しく、現在の父親からは重度の身体的虐待を受け、父親像に乏しかった子どもについては、面会の時期を、乳児である妹よりも、遅らせている。また、処遇目的も「父親を受け入れ、父親の関係を再形成すること」と、兄妹であっても、背景や年齢から、違った目標を掲げ、面会開始のタイミングも異なっている。

子どもの発達段階によって、面会の頻度を決定することは、『手引き』には記載されておらず、特徴的だといえる。

g-3-②保護者の指導の機会として、面会を活用し、評価をくりかえしながら、処遇方針を決定する判断：エキスパートは、「面会・外出・外泊」の場を、保護者の指導の機会として活用している。たとえば、面会に立ち会い、基本的な育児技術をコーチングしたり、子どもの成長を指摘したりして、動機付けを高めたりする。外出の前には、また、予測可能な子どもの行動を前もって指摘しておき、その対処法を保護者に教授しておくことで、保護者が実際の外出で、その対処法を練習することができる。また、対処法を予め知っておくことにより、保護者は安心して、子どもを外出させたり、外泊させたりできるのである。また、保護者に、「失敗をしても大丈夫だから」「無理だと思えば、仕切りなおしをしてもいいか

ら」という言葉かけをしておき、失敗を恐れずに、保護者の指導で体得した技術を練習することを促す。

また、面会や外出後は、必ず毎回、保護者と子ども両方を面談し、感想を聞くことにより、面会や外出の間の親子関係がどうであったか、評価することも行っている。また、感情のはげ口としても、面会や外出・外泊後の面談は有効である。外出の場合、児相職員が様子を見に出向いたり、外泊時に、抜き打ちで家庭調査をしたりして、より自然な形の親子関係、保護者のペアレンティングスキルを観察・評価している。時には、親子があった後に、言語での表出がままならない低年齢児には、プレイセラピーなどの方法を用いることがある。

また、精神科医などの、関連専門機関の援助を保護者が面会・外出・外泊と並行して受けている場合、守秘義務の範囲内で、意見をもらい、次のステップに進むかどうかの判断の参考とするといったことも行っている。

短時間の面接であれば、「建前」的な関係で、時間をやり過ごすことができるが、長時間の外出や外泊となると、親子ともども「地」が出てきてしまうのは、あたりまえのことである。それを乗り切って、自信をつけて、次のステップにつなげていくことをエキスパートは念頭において、方針を決めていく。

g-3-③子どもの安全性を具体的に評価または確保する手立てを講じながら、次のステップに進んでいく判断：エキスパートは、外泊をした後に、子どもの身体観察などをおこない、身体的な傷などがいないかを確認する。『手引き』には「身体的観察をするのも一考」(p.208)とだけ書かれており、あまり強くすすめてはいないが、エキスパートは、子どもの安全性を確かめる方法と

して積極的におこなっている。

また、外出・外泊に踏み出す前には、家族の周囲に、家族機能を補完するシステム（近所に親類がいるなど）があるかどうかや、安全性が危惧されたときに、即座に再度一時保護できるような準備が整っているかどうか、を確かめる。

先に出た、長期外泊中の抜き打ち家庭訪問なども、安全性を確認するために用いられる方法である。

g-3-④子どもの気持ち・感情の揺れ動きを考慮して方針を決めていく判断：面会・外出・外泊に関する方針の決定を下す際に、子どもの気持ちを優先させることは、『手引き』でも強調されていることではあるが、エキスパートは、表現化されている子どもの意思・感情だけではなく、その複雑な揺れ動きに精通しており、それを考慮した意思決定を行う。たとえば、身体的虐待を受けた子どもなどは、保護者に会うまでの気持ちを固めるのに時間がかかるが、その間も、保護者との面会の準備として、施設職員と保護者が児童相談所職員に立会いの下、面談し、子どもの様子や施設での処遇について保護者に知ってもらうなどの、「面会に向けた準備」を行っている場合もある。しかし、そのことは、子どもの気持ちの揺れに細心の配慮を行い、子ども自身の気持ちの準備ができるまで、外的な影響を排除するという意図の下、子どもには話さない。

また、面会や外出・外泊中に、保護者と子どもの間で葛藤が生まれた場合、エキスパートは、子どもの心の揺れを、保護者もわかるように代弁し、理解を促し、今後、家庭復帰した後、親子間の葛藤が生まれた場合どのように対処するのか、を指導する。

子どもの年齢が低い場合は、面会が終わった時、情緒的な反応をする場合がある。『手引き』には、面会後の子どもの感情に

については記載されているが (p.87)、恐怖感や拒否感についてのみであり、逆に、保護者にしがみついて離れないような場合については記載されていない。このような、しがみつき反応を起こすようなケースについては、「面会させない」という決定を下すエキスパートもいる。

g-3-⑤ 順調であれば、ある程度、親子の自主性に任せる判断：外泊が順調にすすんでくれば、学校の長期休みなどを利用して、長期外泊を行う場合が多いが、エキスパートは、順調であれば、親子に自主的に、外泊期間を決定させるということをおこなう。これは、家庭復帰に向けて、「しんどくなったら、自分で自覚し、SOS を発信する」ということを学ぶために大いに役立つ。また、自分たちで時期を決めさせることで、「いつでも切り上げて帰ってきてもいい」というメッセージを全面に出すことができるのである。

面会・外出・外泊は、「家族再統合」を目標においた処遇計画の一環であることを、エキスパートは理解しており、意思決定を行っている。保護者にも、その計画の中で、「目標に向かって、一步一步、親子関係を修復させているのだ」ということを実感させることを念頭に置いた上で行動している。同時に、外出や長期外泊などに踏み出す場合は、親子間の関係が、「建前ではいかなくなる」ことを前もって、保護者に忠告し、できるだけ予測可能な子どもの行動について対処法を教授しておく。同時に「子どもの安全性」についても、注意を払い、一回一回の試みが終わればキチンと評価を下した後でないと、次のステップにはふみださない。

面会・外出・外泊を通して、保護者は、子どもが家庭復帰した際に、必要である技術を修得していく。それは、子どもの対処

技術のみではなく、「自分でしんどくなったら自覚できる」技術であったり、「必要な援助を求める」技術であったりする。これらの課題を一つ一つこなしていくことによって、保護者自身も「親子関係」が修復していくことを実感し、「家族再統合」に向けた自信を養っていくのである。

#### h. 場面 8 強制引取

h-1. 強制引取に対する事前策の判断：保護者同意で入所した場合、家庭復帰へのプログラムが進む過程において、子どもの引取りを要求してきても児童相談所が時期尚早と判断すれば子どもを返すことはできないことを保護者に事前に説明しておく。また、強引に要求してきても「児童福祉法第 28 条の申立」によって保護者に返さないことが可能であることをあらかじめ伝えておく。つまり、事前に法的措置や児童相談所の役割を端的に説明し、保護者が強制引取する気をおこさせないようにすることが大事である。

h-2. 強制引取を呑まざるを得ない場合の判断：引取り要求に応じざるをえない場合は、引取りと引き換えに条件を提示する。条件は一般的には通所指導が多く、電話などでの関係の継続も必要。その際、保護者が条件を呑めないなら引取りは拒否する。一番大事なポイントは児童相談所側が引取り拒否をして「児童福祉法第 28 条の申立」ができるかどうかである。

h-3. 引取り要求する保護者への対応策の判断（面接技術）

h-3-① 権威ある人・関係機関の介入についての話を有効にタイミングよく取り出せる：保護者が強制的に子どもを引取ろうとして、暴力的な行動に出た場合に、担当者は保護者に対して毅然とした態度で対応することが望ましいが、過度の攻撃が続くようであれば、担当者の上司や社会的権威の

シンボルである関係機関や人（例えば、家庭裁判所・警察・弁護士）の介入を児童相談所が組織として検討する。また保護者がそれらに抱くイメージや知識を面接の流れの中でタイミングよく有効に活用することで暴力の盾にすることもできる。

h-3-②保護者と直面することに躊躇しない：説得のケースワークが効かない保護者に対しては、28条申立の判断を前提にして、「できないものはできない。了解しないのなら、家庭裁判所の判断に委ねる」と、保護者の一方的な訴えをまともに受けるのではなく、法的措置や児童相談所の役割といったルールをさらっと説明することで交している。

h-3-③「強制的に引取る」ことの意味を考えさせる：虐待児は施設入所後に自分を見捨てないかの試しの行動をし、確かめることによって、依存関係をつくっていかうとする。しかしそれはややもすれば問題行動のように保護者の目には映る。保護者は親子分離したことや施設入所したことがよくなかったのだと結論付けて、一方的に引取りを要求することがあるが、逆に「今引取ることが子どもにとっても、親にとっても、家庭にとってもよいことなのか。一番困るのは親ではないか。」と通じようが通じまいが伝えつづける。それが強制的に引取ることの意味を考えさせ、親子間の問題を直視することになる。

i. **場面9：家庭復帰**：家庭復帰の適否判断の際に確認すべきポイントについては、『手引き』の pp.175-176、pp.209-210 に書かれている。pp.175-176 には、児童相談所が確認すべきポイントとして、子どもについて5項目、虐待を行っていた保護者について12項目書かれている。pp.209-210 には、施設において確認すべきポイントとして、子どもについて9項目、保護者

について15項目あげられている。けれども、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」ほど、具体的な内容は書かれていない。

#### i-1. 家庭復帰の要否判断

i-1-①子ども・保護者・家族・親戚に関する家庭復帰の要否判断：低年齢の子どもについては、子どもの成長曲線（体重・身長伸び）と、自分自身の成長を喜ぶ気持ちが根付いているかどうかを見ており、子どもに自分自身の成長を理解させるために、体重と身長伸びをグラフ化するという行っていた。また、高学年の子どもについては、それまでの親子関係の改善に加えて、子どもが将来に向けて目的意識を持っているかが重要なポイントとなっている。

保護者については、保護者の育児に対する自信を重視しており、長期外泊の中で自信を持って育児をしているか確認している。『手引き』にある「保護者としての自覚」や「子どもに対する態度や気持ち」（p.176）の具体的内容になると思われるが、「保護者が子どもを見ていくうえでしんどくない」、「自然に子どもと接することができる」、「親の思い通りに子どもがなくても対処できる」といったことも考慮している。

『手引き』には、家庭復帰の際に確認すべきポイントが、子どもと保護者からの2つの側面からあげられているが、エキスパートは、家族や親戚の中で、子どもや保護者をサポートしてくれるキーパーソンとなる人も重視している。キーパーソンとなる人が児童相談所の援助を受け入れ、子どもの家庭復帰を真剣に考えて引取りを希望しているか、いざとなったら子どもの側に立てるかかなどを考慮している。

i-1-②長期的・包括的な視点を持った家庭復帰の要否判断：エキスパートは、長期

的な視点や包括的な視点を持って、家庭復帰の要否判断をしていることがわかった。例えば、不安定な要素が多く施設入所を継続するのが安全策と思われても、その家族にとって今一番安定している時期であり、このチャンスを逃すと二度と家庭復帰はできないと予測されるケースでは、家庭復帰を決断している。エキスパートは、今後の家族としての再統合の可能性は低く、今家庭復帰したとしても将来、また施設入所となることを予測している。将来施設入所が予測されれば、現在のまま施設入所継続するのが通常の判断であると思われるが、保護者は幸せな家族を味わいたいと望んでおり、子どもにとっても家族を味わう最後のチャンスであると捉え、児童相談所としてのリスクを背負いながらも、あえて今、家庭復帰をさせているのである。エキスパートは大切なチャンスを逃さないのも、長期的・包括的視点を持って判断しているためと思われる。

また、エキスパートは、家庭復帰を行う時期を考慮している。例えば、子どもの進学時にあわせて、家庭復帰の適否を行うことにより、子どもの進学後の生活安定をはかろうとしているのである。エキスパートは長期的な子どもの最善の利益に考慮した判断ができるといえる。

i-1-③きょうだいの個別の状況と家族全体のバランスを考慮した家庭復帰の要否判断：『手引き』には、兄弟を家庭復帰させる場合についての記述はないが、エキスパートは、兄弟の個別の状況と家族全体のバランスを考慮した家庭復帰の判断をしている。例えば、長女、長男、次女の3人きょうだいが施設入所していたケースでは、全員一斉に家庭復帰させるのではなく、条件が整った子どもから段階を踏んで家庭復帰させている。長女が家庭復帰した後、長女

が次女の世話をできるとして次女を家庭復帰させ、さらに、長女と次女が家庭で安定しているのを確認後、長男を家庭復帰させている。

i-2. ケースが硬直したとき、方針変更の判断：例えば、外泊と家庭引取りを要求してきた保護者に対して、家庭引取りは無理であるということを伝えるのではなく、どうして保護者がそのようなことをいうのかを考えている。そして、これまでのパターンから、その保護者は子どもを家庭に引取ったら大変になるとわかっているが、そう言わないと「自分の役割を果たしていない」と思う人であると考え、保護者が役割を果たすことと、子どもの安全性、両者の折り合い点をどう作るかが課題であると判断している。保護者を表面的にとらえるのではなく、本当に求めているところを察して、それを受け入れ応えようとしているといえる。そうすることで、保護者も納得し、ケースがスムーズに進んでいくと思われる。『手引き』には、「基本としてのカウンセリングマインド」として、「相手にとってもメリットのある手立てや納得のいく方法をいろいろな角度から検討・吟味すべきである」(p.21)とあるが、その具体例は書かれておらず、上記のケースはひとつの例としてあげられる。

j. **場面 10 ケースカンファレンス**：エキスパート8名のうち、3名からデータが得られた。データとしては少なかった。エキスパートは日々虐待事例の対応に追われていること、カンファレンスの実行はソーシャルワークのなかでも児童相談所が行う中心である従来のケースワークではなく、機関マネジメントスキルの必要な部門であること等からカンファレンスの実行に力を注ぐ余裕がないのが現状と考えられる。

j-1. ケースカンファレンス開催の要否

判断：ケースカンファレンス（事例検討会）については、『手引き』pp.267-269に留意点として記述されている。開催を前提としてどのように進めていくかが中心の記述で開催の要否判断については説明されていない。とにかく集まればいいというような事例検討会ではうまく機能しない、情報交換に終わっていることが多いことはすでに報告されているが（柏女・村田・尾木・松原・小木・中谷ら，2001）、エキスパートは開催の有効性も含めて要否判断を行っていることが明らかになった。それは、困っている機関の存在に注目していること、困っている機関がなくても家庭復帰のように明らかに地域に新たな子どもを含めた家族を迎えなければならない状況があること、ワーカーが関係機関をつかんでいることなどである。カンファレンスの位置付け、ニーズの明確さ、ワーカーの調整能力を要否判断に使用している。検討したいことや問題点が、あいまいなままのカンファレンスは機能しない。開催までに、少なくとも自分のなかで明らかにし、またメンバーのなかでそのことが明確になるような働きかけを行っている。また、カンファレンスに参加する関係機関の特徴や担当者をつかんでいることは、カンファレンス実行前の準備として位置付けている。そのことによって、どこに困難が生じる可能性があるかもある程度、予測を立てられる。ワーカーの調整能力を助け、カンファレンスを有効に機能させる見通しを持つことが可能になる。

j-2. シフト組みなおしの判断：転居や子どもの発達と共に関わる機関が変わる。例えば、保健所から保育所、保育所から小学校、小学校から中学校というように変わる。子どもの通学先は毎日通うところであり重要である。この変化に合わせてエキスパートは、中心機関を組み変えていく作業

を積極的に行う。転居については、全くカンファレンスメンバーが変わることもある。地域によっては以前の地域で行えていたからといって同じように行えるとは限らない。いずれにせよ、今までの経過を背負う次の地域、機関は抵抗が生じる可能性があり、以前と同じスタイルや役割を強要するわけにはいかない。配慮や段取りが必要となる。エキスパートはそのことをよく感じており、その時期を見計らって早い段階でシフトの組み直しを行っている。

j-3. ケースカンファレンスが行き詰まっている時の建て直し判断：事例検討会において先が見えない堂々めぐりになったり、重要点でないところでの議論にエネルギーを費やしたりということが生じる。エキスパートは、そういったときに小さな情報でも変化をもたらす可能性のある情報は見逃さず、注目していく。そして新たな展開を生み出そうとする。また、何か問題点がずれているという発見ができそのズレの軌道修正を行っていく。見逃しがちな重要な情報の発見と全体の軌道修正を判断している。なおかつ、その方法は一方的、指導的ではなく行っている。事例検討会について、尾木は、全国児童相談所への調査結果から児童相談所の担当者の援助依頼に応じてその都度対応している段階であり連絡調整や情報収集レベルでの協力依頼の域をでない連携体制であることを指摘している（尾木，2001）が、エキスパートは、「協力依頼」という児童相談所が中心のスタイルから脱皮し、地域の中心機関をバックアップしてカンファレンスを機能させていくことを考えている。

j-4. カンファレンスの決定事項に基づく判断：エキスパートは、カンファレンスの決定事項を大切にし確実に実行していく。これは、地域機関との信頼形成となり、地



域を中心機関にすることができるとも重要なポイントでもある。カンファレンスで生まれた機関連帯感をうまく機能させて、決まった方針を実行するためのパワーを凝集させる。一機関では困難であったことを複数機関のチーム対応の強さで実行に移す。この成果を関わった機関全体にフィードバックさせ、カンファレンスの成果として位置付ける。この一連の作業はカンファレンスを有効に生かしていることになる。

#### k. 場面 11：終結

終結の要否判断：『手引き』p.151 には、援助の終結について触れられているが、終結の要否に関する記述は、「援助がある程度の目的を達したときや子どもの転居などによって援助が終結することがある」とあるのみで詳細な記述がない。エキスパート面接でも、「児童相談所とのかかわりが薄くなっていき終結するというのが現実である」ということで、終結場面で抽出されたルールは3つのみである。

終結の要否判断としては、子どもの「年齢」があげられる。年齢が高いことで、家庭復帰しても自分自身の身を守ることが出来ると判断されている。子どもの年齢が高い他のケースでは、子どもがひとりで生活することに意欲を見せており、子どもの家族や関係機関があり、虐待をした保護者とも離れていることを条件に終結していた。このケースは、単にリスクが低いからだけではなく、あえて子どもを深追いせず終結することで、子どもに自信を持たすことができるかと判断していた。また、「親族の引取り」が終結に直結しているケースもあった。これは、子どもの養育者が、虐待をしていた保護者から親族に変わることで、リスクが下がりケース終結になっている。

ケースを終結していかなければ、児童相談所のケースは増える一方である。本来で

あれば、児童相談所はケース目標を立てて評価をし、当初の目標が達成されれば終結し、学校や地域の機関にモニタリングを依頼する作業が必要だと思われる。終結場面については、今後、終結の要否判断や終結の方法に関する知識を蓄積し、『手引き』に追記する必要があると思われる。

4) 分析結果・考察～エキスパートの特徴別 IF-THEN ルールのグループ化～：ここまで、意思決定場面ごとに、『手引き』に記載されていないルール、『手引き』の内容とは異なるルールを抽出した結果、エキスパートに特徴的なルールとして146のルールが見いだされ、それらについての特徴を分析・考察してきた。ここでは、理解しやすいように、146のルールを似たようなエキスパートの特徴ごとにグループ化し整理してみた。その結果、11の特徴に分類できた。その内訳は、資料 C-6 のとおりである。なお、1つのルールが複数の特徴にあてはまった場合は、それぞれカウントしている。また、146のルールの内29のルールは、判断に使った情報が『手引き』に出ていなかったルールであり、エキスパートの特徴としては分類し切れなかったため除外している。11のエキスパートの特徴は以下のとおりである。

a. 特徴1 見通しを持った介入：エキスパートは、さまざまな道筋を想定し、早い段階から段取りをつけ、ケースがどう転んでも対応できるように準備している。例えば、親子分離が予測されるケースでは、一時保護の段階から28条申立の可能性について弁護士に相談をしたり、保護者に対しても28条申立という法的措置があることを、ことあるごとに伝えている。また、施設入所の同意が得られそうな場合は、子どもや保護者との信頼関係を形成するため定期的に面接をする機会を持ったり、同意

で入所した場合もリスクが高いケースは、保護者が強制引取をすることを想定して、いつでも 28 条申立ができるように準備している。

b. 特徴 2 対立を恐れない姿勢：保護者から突然家庭引取りを要求されるなどの難題が出されたり、職権保護など保護者との対立が予測され事態となっても、それらを恐れていない。むしろ難題や対立を、介入の糸口、主導権を児童相談所が持つチャンスとしている。

c. 特徴 3 相手の本質を見抜く力：保護者や子どもの表面的な言動にとらわれず、言動の本当の意味を見抜く力を持っている。一見問題と思われる言動の中にも、その人が発する SOS や小さなプラス面を拾って、援助にいかすのである。そして、相手の本質を見抜くために、幅広い知識と詳細な観察力を持っている。

d. 特徴 4 包括的視点：ケースを包括的な視点を持って見ている。例えば、個々人の個別状況と家族全体（家族機能など）のバランスを考慮しており、特に、一時保護や家庭復帰など家族の構成員が変わる時には重視している。また、情報収集や面接など、援助が家族に与える影響についても考慮して援助している。

e. 特徴 5 見極めと決断力：ケースが硬直しているときにそれを見極め、それまでの苦労を省みず、方針を変える柔軟性と決断力を持っている。

f. 特徴 6 事実確認のスキル：虐待ケースでは、特に初期段階において不確実な情報に基づいて意思決定を行わなければならないが、エキスパートは周りのうわさに惑わされることなく、客観的事実を重視しており、情報の信憑性を確かめるスキルを持っている。特に、通告場面での情報収集と、面接場面での聴取のスキルがたくさ

ん出ている。

g. 特徴 7 組み合わせる力：援助に関係機関を有効に活用したり、複数の条件を組み合わせている。それによって、保護者や子どもにとって違和感や抵抗の少ない方法や何らかのメリットを得られる方法、納得のいく方法をとることができ、保護者や子どもをスムーズに援助過程に乗せている。

h. 特徴 8 キーパーソンの活用：子ども、保護者、親戚、関係機関など、援助をうまくすすめる時にキーとなる人や機関を見極め、機能させることができる。また、状況に応じてキーパーソンやキーとなる機関を柔軟に変更している。

i. 特徴 9 柔軟な対応：相手の出方にあわせて柔軟に対応している。保護者からの要求に対して、子どもの安全性を考慮したうえで、それを受け入れることによって保護者が納得し、今後の介入の糸口になると思われる時には、要求を受け入れるという柔軟性を持っている。

j. 特徴 10 豊富な資源とその活用：連携できるだけの人的資源・パイプを豊富に持っていて有効な活用方法を知っている。裁判所に再度 28 条申立を行う際に審議会から意見書を出してもらうなど、その機関の本来の目的にしばられず活用して、効果をあげている。

k. 特徴 11 重大な方針決定後の子どもとの信頼関係重視：どの場面においても子どもとの信頼関係は重要であるが、特に、親子分離や親権喪失など重大な方針が決定をした時には、子どもとの信頼関係形成を重視している。これは、重大な方針を実行する際に、子どもとの信頼関係が欠かせないからで、方針が決まった時点から子どもと毎日面会するなど信頼関係形成に努めている。

これらのエキスパートの特徴は相互に関係しているように思われる。例えば長い見通しを持ち、早い段階からさまざまな道筋を想定して段取りをつけたり、準備している（特徴1）からこそ、その場その場で、相手の出方に合わせて柔軟に対応したり（特徴9）、難題を出されたり対立が予測されても一貫した対応がとれる（特徴2）と思われる。また、相手の出方に柔軟に対応したり（特徴9）、キーパーソンを見極める（特徴8）ためには、相手の表面的な言動にとらわれずに本質を見抜く力（特徴3）が必要であると思われる。

まとめ : Berlin ら（1999）は、エキスパートの認知構造を「かっちりしていて柔軟である」と述べ、「新しいものが来たらすぐに取り入れ、どんどん変わっていく」ものとしている。今回の子ども虐待ケース援助を行うエキスパートへのインタビューによってその一面が明らかになった。結果・考察で述べたように、エキスパートはあらゆる情報、資源、また過去の経験をインプットしており、それを必要な時に取り出すということを繰り返していた。その応用力は非常に柔軟であり、しかしひとつひとつの決定場面では揺れがないかっちりしているものであった。エキスパートは、最短距離で認知構造からそのルールに基づいて判断を導き出しているため、対応が早く段取りも当初から行っている。また、もしもうまくいかないときのための第2案、第3案をすぐに引き出している。さらに、技術としても最短距離で援助展開できるように、マニュアルにないエキスパート独自のルールを持っていることが明らかになった。

この分野の研究はまだ探索的なものであり、エキスパートとはどのような人である

かも定義できないのが現状である。そこで、今回の調査では、上司や現場経験者からエキスパートと呼ばれている人に調査を行い、既存の実践マニュアルとの比較を行って、エキスパートの特徴的な意思決定を抽出しようと試みた。そのため、研究結果として出てきた意思決定のルールには、『手引き』に記載はないが、たくさんの方が行っている判断も含まれている可能性がある。また、無限と言っているくらいにワーカーは様々な事例への対応を個々に工夫して行っているため、すべてを網羅することは不可能に近いと言える。今後、不十分な部分を蓄積していきエキスパートのルールをより明らかにしていく必要があるものと考えている。

#### <謝辞>

インタビュー調査にご協力いただいたエキスパートの皆様には、お忙しい中、長時間に渡り辛抱強く私たちのインタビューにお答えいただきました。心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

#### <参考文献>

- Berlin, S. B., & Marsh, J. C. (1993). *Informing Practice Decisions*. New York: Macmillan Publishing Company.
- Hudson, J. D. (1999). Decision making in child protection: The use of theoretical, empirical and procedural knowledge by novices and experts and implications for fieldwork placement. *British Association of Social Workers*, 29, 147-169.
- 柏女 霊峰・村田 典子・尾木 まり・松原 康雄・小木 曾宏・中谷 茂一・才村 純 (2001). 「児童相談所における被虐待児童処遇のあり方に関する研究 (Ⅲ): 専

- 門職員及び関係機関の関わり分析」.  
『平成 12 年度厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業) 報告書』 (pp. 503-556).
- 加藤曜子 (2001). 『児童虐待リスクアセスメント』. 中央法規.
- 尾木まり (2001). 「機関連携の実態と課題」. 柏女霊峰(編著), 「児童虐待とソーシャルワーク実践」. (pp. 112-121). ミネルヴァ書房.
- Mullen, E., & Schuerman, J. R. (1995). Expert systems and the development of knowledge in clinical social welfare. In L. Videka-Sherman & W. J. Reid(Eds.), *Advances in Clinical Social Work Research*(pp. 67-83). Silver Spring, MD: NASW Press.
- 日本子ども家庭総合研究所(編). (2001). 『子ども虐待対応の手引き』(改定版). 有斐閣.
- Rocci, P. H., Scherman, J., & Budde, S. (1999). Understanding decisions about child maltreatment. *Evaluation Review, 23*(5), 579-598.
- Schuerman, J. R. (1995). Research, practice, and expert system. P. M. Hess, E. J. Mullen, (Eds.), *Practitioner-Researcher Partnerships, Building Knowledge from, in, and for Practice*(pp. 253-263). Washington, D. C.: NASW Press.
- Scherman, J., Rocci, P. H., & Budde, S. (1999). Decisions on placement and family preservation: Agreement and targeting. *Evaluation Review, 23*(5), 599-618.
- Stagner, M., & Johnson, P. (1994). Understanding and representing human services knowledge: The process of developing expert systems. *Jornal of Social Service Research, 19*, 115-137.
- Stein, T. J., & Rzepnicki, T. L. (1983). *Decision Making at Child Welfare Intake: A Handbook for Practitioners*. New York: Child Welfare League of America.
- Stein, T. J. & Rzepnicki, T. L. (1984). *Decision Making at Child Welfare Services: Intake and Planning*. Boston: Kluwer-Nijhoff Publishing.
- シュタイン, T. J.・ザプニッキ, T. L. (1988). 『児童福祉インテーク: 意思決定のための実践ハンドブック』(芝野松次郎, 監訳). ミネルヴァ書房.
- 芝野松次郎 (1990). 「インテークと意思決定」. 『ソーシャルワーク研究』, 16(1), 4-11.
- 芝野松次郎 (2002). 「児童福祉専門職の児童虐待対応に関する専門性向上のためのマルチメディア教育訓練教材および電子書式の開発的研究」. 『平成 13 年度厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業) 報告書』 (pp.419-500).

### 3. プロジェクト3: マルチメディア教育訓練教材の研究開発

研究目的: 本プロジェクトの目的は、先行するプロジェクト1および2の研究成果を踏まえて、児童虐待に対応する児童福祉司の資質と能力を高めるためのマルチメディア型教育訓練教材を開発することである。より具体的には、本プロジェクトは次のような二つの目標を持っている。

①プロジェクト4において開発されたモバイル型電子書式(実践ガイド、すなわち実践ナビゲーションとしての役割も果たす)の使用方法を学習するための教材開発。